

## 第2版はしがき

---

2017（平成29）年、民法（債権関係）の大改正があった。それに合わせて、商法など各種の法律が改正された。そして、続く2018（平成30）年、民法上の「成年」が20歳から18歳になり、約40年ぶりとなる相続分野の改正も行われた。他にも、公職選挙法による選挙権保有年齢の引き下げ、改正少年法や新少年院法の施行、裁判員辞退率の深刻な増加など、本書が最初に刊行された2014（平成26）年からこれまでの間に、法律を取り巻く状況は刻々と変化している。そこで今回、初版の内容を大幅に見直し、法律、判例、新聞記事など、すべての情報と資料を最新のものにアップデートすることにした。また、内容の難しい箇所は、よりわかりやすい記述に書き改め、初学者にとっても勉強しやすいよう工夫を施した。なお、民法の改正については、2017（平成29）年の債権関係改正につき施行が2020年4月1日以降、2018（平成30）年の成年年齢改正につき施行が2022年4月1日以降、相続分野の改正につき施行が2019（平成31）年から順次、部分的、段階的に行われる予定だが、本書では改正後の法律を記載し、施行日を適宜、必要に応じて付記することとした。本書を読み進めるにあたり、その旨を特に留意されたい。

改訂版の発行にあたって、編集部の舟木和久氏に大変お世話になった。氏の細かい心配りと適切な助言により、改訂作業を無事に終えることができた。この場を借りて感謝申し上げる。

2019（平成31）年3月吉日

木俣 由美



近頃、税理士や行政書士の集まりに招かれることが多い。法律の勉強会を開くので、講師として来てほしいというのである。私の専門は会社法を中心とするビジネス法なので、企業の監査役や法務部員の勉強会に呼ばれることはあっても、税理士や行政書士というのは、以前にはあまりなかったことだ。聞けば、税務相談や各種行政相談をしていると、必ずといってよいほど、法律相談に行きつくという。しかも、最近の法律は複雑に絡み合う上、改正が頻繁に行われるので、クライアントに迂闊なことはいえないとその表情は真剣だ。私が日本笑い学会という「笑い」を研究する学会（真面目な学会である）の理事をしている関係もあって、法律を楽しく学んで法律アレルギーを払しょくしたいという願いもあるらしい。

さて、その専門職の先生方と話をしていて驚くのは、行政書士はもちろんのこと、税理士にも法学部の出身者が実に多いということである。ならば、法律の勉強会など必要ないのではと思うが、とにかく法律の授業は難解だった、苦しかった、だから基礎からきちんと学びたいと、一様に口を揃える。中には、「学生時代、主要三科目（憲法・刑法・民法のこと）はどうしたかって？ そんな難しい科目、やり過ぎましたよ」とおっしゃるツワモノもいる。しかし、仕事で法律にぶちあたり、いよいよ逃げられなくなって、昔の怠慢を嘆くのである。

しかし、考えてみると、法学部の授業は面白くない。理屈っぽい、何をいつているのかわからない、第一、用語が難しい。したがって、重要だとわかっている科目でも「やり過ぎして」卒業していくことになる。ただ、最近はどの大学の法学部でも上記の主要科目は必修となってきているので、そんなこともいつてられない。単位不足で卒業できない学生が法学部に多いのも、そのあた

りが原因かもしれない。私のゼミの優秀な学生でも「試験前に一気に覚えて、乗り切りましたよ」という始末。「憲法は面白い」「民法に感動した」などという者には、滅多にお目にかからない。普段、会社法の講義をしているが、例えば、会社の機構が憲法の三権分立と同じ様相をなすこと、そしてその仕組みの妙を教えてみると、権力と統治機構の奥深さが初めてわかったと、学生の顔がパッと明るくなる。アルキメデスが「ユーリカ (Eureka)」と叫んだごとく、本質を理解したときの「わかる喜び」であろう。

本当は、法律の勉強は面白い。なぜ、理屈を積み重ねるのか、いっていることのポイントはどこにあるのか、なぜ難しい用語を使うのか。それがわかれば、勉強は苦痛ではない。むしろ、パズルのように精緻で合理的な法律の織りなす世界を美しいと感じるはずだ。具体的な法律を取り巻く社会的背景や、法と呼ばれる規範に潜む深遠な哲学に触れることも、ワクワクして楽しい。そう思ってくれる学生が1人でも増えてくれればよいが、さてどうしたものか。

そんなことを考えていた折しも、大学で「法学」の授業を担当することになった。このような科目を受け持つのは、昔から法学部のベテランや重鎮と相場が決まっている。「笑い」の教育効果を気楽に研究している私のような者に白羽の矢があたるとは何かの間違いか、それとも単に年齢から見て順当であると思われたのか。ということは、私の若づくりも簡単に見破られていたということか……。あれこれ詮索する間もなく、「法学」を教えることになった私は、さっそく事前調査を始めた。しかし、学生達から受講希望の理由を聞いてがく然としたのである。それは、受講生のほとんどが、法学部以外からもやって来る教師志望の学生たちだが、彼らは、教職課程科目なので仕方なくこの科目をとるとのこと、法学部の学生で受講する者がいるとするなら、それは、主要科目が不合格だったのでとりあえず法学からやり直そうと考えるから、というのである。つまり、法に興味のない学生や不合格のトラウマを抱えた受講生が多いということだ。そうすると、ますます私の使命は大きい。そこで私は、法の世界の面白さや美しさをまだ知らない者に向けての入門テキストを作ることにした。それが、本書である。

本書では、Ⅰ部で法の世界を社会学、哲学、歴史学など様々な見地から取り上げる。六法全書の成り立ちや、具体的な条文を使って解釈する方法も解説す

る。そして、Ⅱ部では、主要科目である憲法、刑法、民法をとりあげ、実際に読み解いていく。本書をきちんと読めば、法的思考力（リーガルマインド）が身につく、どのような法律も難解と思わなくなるはずである。もちろん、法律以外の問題にも、恐れず対処できることになろう。リーガルマインドさえあれば、教師になろうが、企業に就職しようが、税理士になろうが、現実に直面する問題を、与えられた事情の下で、筋道を立てて解決できるからである。参照してほしい箇所は、できるだけ矢印〔⇒〕を設けてページを付記した。どこから読んでもよいので、参照ページを行きつ戻りつしながら、何度も読み込んでほしい。

最後になったが、本書を作るにあたり力を尽くしてくれた、法律文化社編集部の掛川直之氏にお礼を申し上げる。リーガルマインドを持つ氏の適格なアドバイスを協力なくしては、本書は生まれることはなかった。ここに謝意を表したい。

2014（平成26）年10月吉日

木俣 由美